

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

## 建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)

I	神奈川県営水道事業経営計画の取組状況について-----	1
II	神奈川県営電気事業経営計画の取組状況について-----	7
III	神奈川県営水道事業審議会の設置について-----	13
IV	令和3年度公営企業会計決算見込額の概況について-----	15
V	水道管塗料の認証に係る不適切行為による水道工事への影響について-----	17
VI	土地の上空占有に係る訴訟の終了について-----	18

# I 神奈川県営水道事業経営計画の取組状況について

## 1 趣旨

県営水道事業では、令和元年度から「神奈川県営水道事業経営計画」（以下「経営計画」という。）に基づく取組を進めており、令和3年度の取組状況について報告する。

## 2 経営計画の概要と取組状況

給水人口の減少が見込まれることや、大規模災害の発生が懸念されることなど厳しい事業環境の中にあっても、水道施設を適切に維持・更新し、安全で良質な水を安定的に供給できる「将来にわたって持続可能な水道」の実現をめざす。

そのため、100年先を見据え、長期的な視点に立って、水道施設の更新や維持管理に取り組むこととし、管路更新のスピードアップを図るなど「持続」性確保の取組や災害等に強い水道づくりや水質管理の充実など「安心」のサービス提供の取組のほか、企業庁が持つ技術等を活かした地域社会や国際社会へ「貢献」する取組を推進していく。

### (1) 計画期間

5年間 [令和元年度～令和5年度]

### (2) 主要事業の概要と取組状況

#### ア 管路の適切な更新・維持管理

年間の管路更新率を計画期間内に1%以上に引き上げ、100年以上の耐久性が期待できる「耐震継手管」を使用して、老朽化が進む管路の更新と耐震化を推進する。



【耐震継手管】

[取組状況]

- 74.8kmの水道管を更新し、管路更新率は0.81%となった。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画目標	0.71%	0.72%	0.77%	0.88%	1.00%以上
実績	0.74%	0.82%	0.81%	0.88% (当初予算)	—

- 管路更新に当たり、新たに布設する水道管は、東日本大震災クラス(震度7)への耐震性があるとされている「耐震継手管」であるため、管路を更新することで耐震化も図っている。その結果、令和3年度末における地震に強い水道管\*の割合は

77.8%となった。

(計画目標：令和5年度 78.4%)

※ 地震に強い水道管:耐震継手管及び震度6弱程度までの地震に耐えられる折れない材質を使った管

## イ 施設や設備の適切な更新・維持管理

浄水場の電気機械設備等の適切な保守管理や更新を図るとともに、修繕や故障履歴等の設備管理情報を一元的に管理する水道施設台帳システムを構築する。

[取組状況]

- ・ 水道施設台帳システムの構築に向け、寒川浄水場及び箱根水道センター管内の図面や保守点検記録の電子化を進めている。

## ウ 水道システムの再構築

配水池や小規模水源の統廃合を推進するほか、県内の水道事業者との広域連携に取り組む。

[取組状況]

- ・ 小規模水源の統廃合として、令和4年度に予定していた底沢浄水場の統廃合を前倒しして実施し、計画目標3箇所（吉沢、惣領分、底沢）の廃止が完了した。
- ・ 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が連携した水道システムの再構築に向けて、寒川第2浄水場の廃止に必要な施設整備等の具体的な検討に着手した。
- ・ 5事業者共通の施設整備計画を策定することを目指し、再構築に向けた施設整備や統廃合後の浄水場の運用方法などの具体的な検討を進めている。



【5事業者が目指す最適な施設配置モデル】

## エ 漏水防止対策

老朽給水管の漏水再発防止を図るほか、基幹管路や国県道での漏水調査を効果的に行う。

[取組状況]

- ・ 老朽給水管から漏水が発生した場合、前後の老朽給水管も併せて取り替えることにより、漏水の再発防止に取り組んでいることに加え、水道管にセンサーを設置して漏水音を捉える調査により、地表に現れずに地下で発生している漏水の発見に努め、早期に修理を行ったことで、計画目標の有効率 95%以上を維持している。

## オ 経営基盤の確立

民間活力の活用等による業務の効率化、水道施設の大量更新を支える職員体制の構築や技術者の育成のほか、料金体系のあり方の検討等を行う。

[取組状況]

- ・ 料金関連業務の委託を導入する水道営業所を順次拡大し、民間活力を活用した業務の効率化を進めている。
- ・ 職員採用試験の受験者を増やすため、教育局と連携し、県立高校の進路指導教員を対象とした企業庁の事業説明及び生徒を対象とした出前授業を実施している。
- ・ 令和3年9月に神奈川県営水道懇話会から「これからの時代に相応しい料金体系のあり方について」の意見書が提出され、より詳細な検討が必要であることから、令和4年3月に神奈川県営水道事業審議会を設置し、県営水道事業における施設整備及び水道料金のあり方について諮問した。

## カ 水道における新技術の活用

水道スマートメーターの実用化に向けた検討や、センサー・AI等を使った設備の維持管理技術の研究等を行う。

[取組状況]

- ・ 水道スマートメーターの導入に向けて、東京電力との共同検針の実現に向けた調整を行ったほか、県内4水道事業者との情報共有を進めている。
- ・ AI等を用いた「電気・機械設備の故障・劣化診断技術」等に係る民間企業との共同研究を進めている。

## キ 水道施設の耐震化

浄水場や配水池、重要給水施設への供給管路の耐震化を進める。

[取組状況]

- ・ 浄水場と主要配水池をつなぐ基幹管路の耐震化を進めるほか、県が指定する災害協力病院への供給管路について、計画目標の9施設のうち、令和3年度末までに5施設の耐震化が完了した。
- ・ 一次配水池（浄水場から最初に送水される配水池）等について、計画目標12箇所のうち、令和3年度末までに6箇所の耐震化が完了した。

## ク 危機管理体制の充実

浄水場の火山対策、浸水対策やポンプ所の停電対策を行うほか、災害訓練の充実や水道施設の保安対策の強化を図る。

[取組状況]

- ・ 火山対策として、降灰による水道原水水質の酸性化に備えて、谷ヶ原浄水場におけるアルカリ剤注入設備の整備を完了した。
- ・ 河川の氾濫に備えた浸水対策として、平塚揚水ポンプ所の浸水対策に着手した。
- ・ 揚水ポンプ所の停電対策として、移動電源車に対応した設備の導入を、計画目標6箇所のうち、令和3年度末までに4箇所完了した。



【移動電源車に対応した設備】

- ・ 日本水道協会や災害時における相互応援協定を締結している水道事業体（静岡県企業局、千葉県企業局及び香川県広域水道企業団）と情報伝達訓練を実施した。
- ・ 各浄水場の非常用発電設備用の燃料を石油販売業者に常時備蓄させて、緊急時にはタンクローリーによる運搬・補充が確実に受けられる体制を整えるための業務委託を開始した。

## ケ 水質管理の充実

水質検査機器等の適切な保守管理、更新のほか、水質検査を行う全箇所でも24時間モニタリングができる体制の整備等を行う。

[取組状況]

- ・ 毎日実施している給水区域内の水質検査について、24 時間連続でモニタリング可能な装置の設置箇所の拡大に向けて進めている。
- ・ 適切な維持管理のもと安全な水が供給されるよう、貯水槽の設置者に対するアンケート調査や点検調査を実施した。

## コ 積極的な情報発信と適切な情報提供

ホームページやSNS等を活用した情報発信に取り組むほか、水道管路情報図のWEBでの提供を行う。

[取組状況]

- ・ 令和元年6月に開設した企業庁LINE公式アカウントにより、断水等の緊急情報等を迅速に情報発信している。
- ・ 東京2020オリンピック競技大会期間中に、セーリング競技会場となった江の島のクールスポット内に、ウォーターサーバーを設置し水道水のおいしさを広報するとともに、ミストシャワーを設置し暑さ対策に協力した。



【江ノ島クールスポット】

- ・ かながわプラごみゼロ宣言の推進や、水道水のおいしさ・安全性をより実感していただく視点から、マイボトルを作成・配布した。
- ・ 給水装置工事の進捗状況についてWEB上で確認できるシステムの運用を令和3年5月から開始した。

## サ お客さまのニーズを踏まえた事業運営

お客さま意識調査を実施するほか、新たなお客さまサービスとしてICTを活用したサービスや、コンビニエンスストアでの支払拡大等に取り組む。

[取組状況]

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した水道フレンズ交流会の代替として、メールによる非対面の意見交換（計6回）を行った。
- ・ 水道料金の口座振替申込について、令和3年10月にWeb口座振替受付サービスを開始した。
- ・ 水道料金の減免申請について、令和4年1月に e-kanagawa 電子申請システムを使用した電子申請の受付を開始した。



## シ 環境に配慮した取組

省エネ型のポンプ設備を導入するほか、浄水発生土の有効利用等に取り組む。

[取組状況]

- ・ 老朽した空調設備について、省エネルギー機器への更新を9箇所で行い、環境への負荷低減に取り組んでいる。
- ・ 浄水場の浄水処理工程で発生する浄水発生土を、園芸用土等へ100%再生利用している。

## ス 地域社会への貢献

水道事業の包括委託の汎用的な公民連携モデルを構築するほか、地域の教育活動や地域福祉にも貢献する取組を行う。

[取組状況]

- ・ 令和元年度に開始した箱根地区水道事業包括委託（第2期）において、他水道事業者が活用しやすい汎用的な公民連携モデルの構築に向けた検討を継続して行っている。
- ・ 使用済水道メーターの分解作業を給水区域内の障害福祉サービス事業所に継続して委託している。

## セ 国際社会への貢献

海外への技術協力に取り組むほか、ベトナムランソン省への具体的な技術協力を行う。

[取組状況]

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ベトナムランソン省・フンイエン省からの研修生受入れ及びランソン省での技術協力は見送ったが、ランソン省に対する配水量分析等の技術協力を、メール等を利用し継続的に実施している。



## Ⅱ 神奈川県営電気事業経営計画の取組状況について

### 1 趣旨

県営電気事業では、令和元年度から「神奈川県営電気事業経営計画」（以下「経営計画」という。）に基づく取組を進めており、令和3年度の取組状況について報告する。

### 2 経営計画の概要と取組状況

国のエネルギー基本計画で再生可能エネルギーの主力電源化等が目標とされたことや、電力システム改革の進展など、電気事業を取り巻く環境が大きく変化していく中であっても、県営電気事業として、将来にわたり、電力と水道用原水の安定供給に取り組み、県民生活の向上と経済の発展、環境保全に貢献していく。

そのため、老朽化が進むダムや発電施設の適切な維持管理と整備、電力の地産地消など再生可能エネルギーの普及の推進、電力自由化に対応するための経営基盤の強化等の取組を進める。

#### (1) 計画期間

5年間 [令和元年度～令和5年度]

#### (2) 主要事業の概要

##### ア 重点取組目標の達成状況

重点取組目標としている「点検等の作業や故障などによる発電停止時間をゼロに近づける」ことについて、以下の取組を進めることにより、91.0%の稼働率を確保した。

- ・ 発電機の停止を伴う複数の工事について、優先度の高い工事に合わせて他の工事を同時期に実施
- ・ 設備ごとにリスク評価を行い点検の標準周期を延伸
- ・ 重要箇所精密巡視点検の実施等による事故停止の防止などにより、工事、点検、事故による停止時間縮減を図った。

##### 発電停止時間の削減状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
停止時間	814時間	512時間	442時間	749時間
可動率※	90.3%	93.5%	94.6%	91.0%

※ 年間の発電可能時間に対する実際の発電時間の割合

## イ 相模ダムのリニューアル

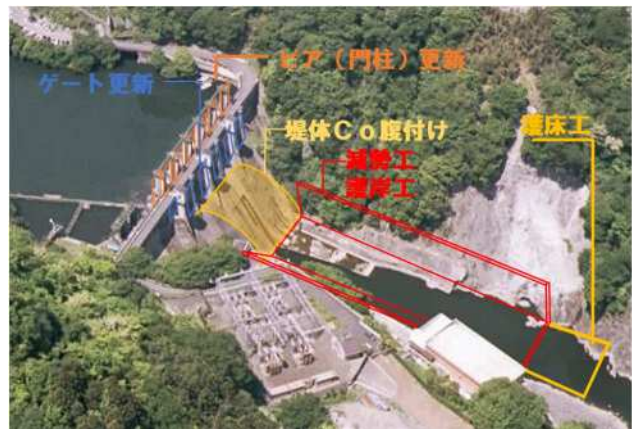
相模ダムを将来にわたり健全に保ち、ダムの機能を維持するため、事業計画に基づき、老朽化したダムのゲート等の取替えや、ダム直下で放流水により洗堀された河床等の保護を行う設計業務等を、事前放流能力の強化を含めて実施する。

[主なスケジュール]

種別	期間
計画期間	令和元年度から令和20年度（20年間）
調査業務及び準備工事	令和元年度から令和5年度（5年間）
下流施設工事	令和6年度から令和10年度（5年間）
放流施設工事(ゲート等の取替え)	令和9年度から令和20年度（12年間）

[取組状況]

- ゲート設備設計等において、事前放流能力の強化を含めた検討を行うことで、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する国庫補助事業に申請し、採択された。
- 相模ダムリニューアル工事を実施するため必要となる下流の工事用道路について、仮設橋梁部分の詳細設計を実施した。



【相模ダムリニューアル事業図】

## ウ 相模貯水池等の堆砂対策

上流域の災害防止と、県民の大切な「水がめ」としての機能を確保するため、湖面部も含めて相模貯水池等に堆積した土砂（堆砂）を除去し、しゅんせつした土砂の有効活用を図る。

[取組状況]

- ・ 相模貯水池及び道志調整池において、各堆砂対策事業計画に基づきしゅんせつを実施して県民の「水がめ」としての機能を確保し、土砂の有効活用を図った。
- ・ しゅんせつを実施することで、大雨時に上流域での水位上昇を抑えることができた。



【相模貯水池のしゅんせつ作業】

## エ 発電設備の維持、整備

水車や発電機の劣化した部品を取り換えるため、分解・点検・修理や、老朽化した設備を更新する。

[取組状況]

- ・ 相模発電所の水車及び発電機のオーバーホール\*を令和3年度から令和5年度で実施している。
- ※（水車や発電機を部品単位まで分解し、通常の点検ではできない点検・清掃劣化部品の交換などおこなうもの）

## オ 小水力発電の推進

再生可能エネルギーの供給を増やすため、新たな小水力発電所の建設に向けた計画を進める。

[取組状況]

- ・ 早戸川上流域における新たな小水力発電所の建設計画について、令和元年東日本台風により林道が被災するなど計画地点の自然災害リスクが顕著化したため、安全面や経営面でのリスクを踏まえ、建設計画は中止とした。



林道の路体流出状況  
(県ホームページより)

## カ 地産地消の推進

再生可能エネルギーで発電した電力の地産地消の取組を進める。

[取組状況]

- ・ 固定価格買取制度の対象となっている早戸川発電所、愛川太陽光発電所及び谷ヶ原太陽光発電所で発電した電気について、県内の小売電気事業者との令和4年度までのパートナー契約

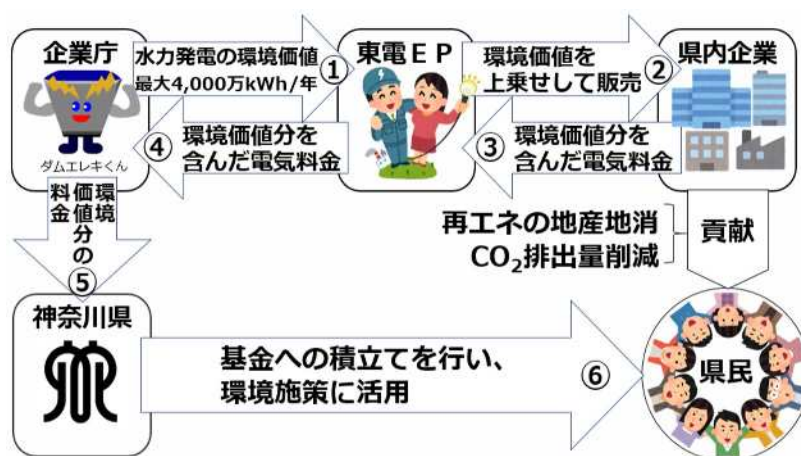
に基づき、地産地消に活用している。

- ・ 県と企業庁、東京電力エナジーパートナー株式会社の3者が協働で、令和2年度から取り組みを開始した「アクア de パワー かながわ※」について、令和3年4月1日から電力の供給を開始し合計7事業者へ供給されている。

※ アクア de パワー かながわ

東京電力エナジーパートナー株式会社が、県営水力発電所で発電した電気が持つ二酸化炭素を全く排出しない「環境価値」を価格として上乗せした電気料金メニューを用意し、県内企業向けに、販売している。

この電気料金メニューで得られた環境価値相当分の金額は、東京電力エナジーパートナーから企業庁が収入した上で、一般会計に繰り出して基金に積み立てを行い、環境施策等に活用する仕組みとなっている。



事業スキーム図

## キ 水素エネルギー利用の技術的研究

水素エネルギー利用の動向を見据え、県営電気事業として事業化の可能性も含め、設備の運用や維持管理に関するノウハウの習得を図るとともに、水素エネルギーとしての利用方法について研究する。



完成した「水素エネルギー供給設備」



[取組状況]

- ・ 既設の城山ソーラーガーデンで発電した電気を水素に変換するための「水素エネルギー供給設備」の設置を令和2年度に完了し、令和3年度から設備の運用を通じて水素製造に関するデータ収集を行っている。

## ク 次世代エネルギーパーク事業

「次世代エネルギーパーク」内のダムや発電所の施設を活用して、再生可能エネルギーの効果的な普及啓発を進めていく。

[取組状況]

- ・ 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館「電気ゾーン」について、更なる再生可能エネルギーの普及啓発を図るため、学校の社会見学等にも、より効果的に活用できるよう、「みて・さわって・楽しみながら」をコンセプトに、インタラクティブシアター※などの映像系技術を新たに取入れ、施設の全面リニューアルを行った。



完成した「電気ゾーン」設備

※参加者自身が映像の中に入り込み、参加者の動きに合わせて動画が変わるため、誰もが映像の中の主人公として楽しめる

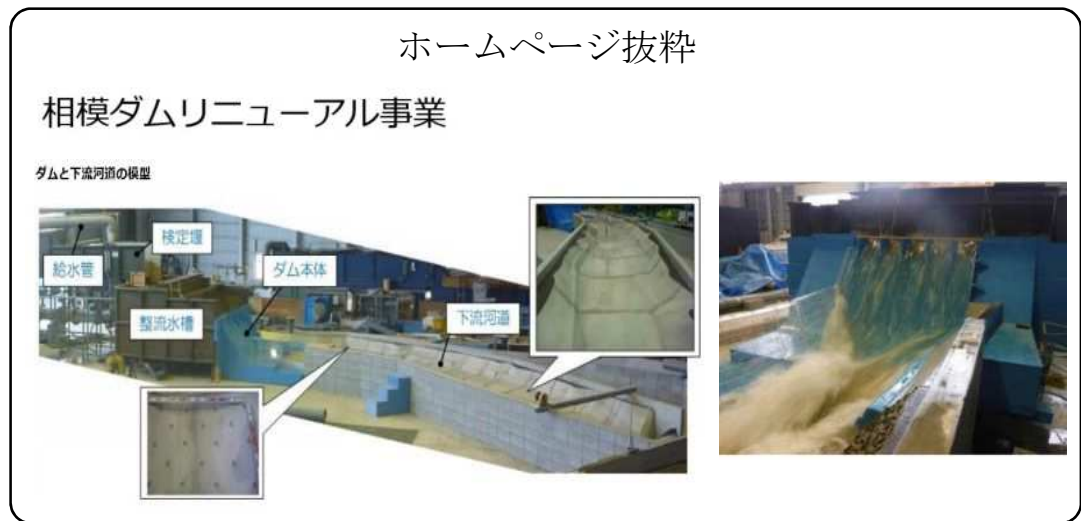
## ケ 県民から信頼される事業運営

ダムの貯水状況や放流情報等の県民に役立つ情報を充実してわかりやすく提供するとともに、ダムや発電所に親しみをもちってもらうため、積極的な広報を行うほか、ダム等を観光資源として活用した取組を進める。

[取組状況]

- a 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点を踏まえ、ホームページ等の活用による情報発信を中心的に行った。
- b ホームページで提供する情報等を充実させた。
  - ・ 相模ダムリニューアル事業の紹介として「水理模型実験」のページを掲載している。
  - ・ 季節ごとのダムの美しい景色の写真、各種お知らせ等について掲載している。
  - ・ 外出自粛の制限がなくなった段階から、ダムカード等の配

布を再開するなど、状況を踏まえつつ対応している。



## コ 経営基盤の強化

適正な保安水準を保ちつつ、点検周期の見直しや状態監視保全※を導入するなど、最も効率よく保守管理できる方法を構築する。

また、電力自由化など経営環境の変化に対応するため、業務の内容を精査し、業務の集約化を図るなど、最適な管理体制を構築する。

※ 連続した計測・監視などにより設備の劣化状態を把握して部品交換、修理、更新を行う保全方法。

### [取組状況]

- ・ 発電所の計画外停止ゼロと保守の効率化を目指し、令和3年度には相模発電所にスマート保安システムを導入した。
- ・ 電力システム改革への対応については、令和2年度に開設された容量市場に令和3年度も応札し収入の一部を確保した。
- ・ 令和6年度以降の売電方法については、サウンディング型市場調査を実施した。

### Ⅲ 神奈川県営水道事業審議会の設置について

#### 1 設置目的

県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に関する事項について調査審議する新たな検討体制を構築するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、令和4年3月に神奈川県営水道事業審議会（以下、「審議会」という。）を設置した。

#### 2 所掌事項

水道事業に関する事項について神奈川県公営企業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

#### 3 委員構成（50音順、敬称略）

	委員の氏名	所属・役職名等
	荒川 美作保	生活協同組合パルシステム神奈川 理事
	今井 朋男	東京ガスネットワークシステム株式会社 常務取締役
	宇野 二郎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授
(副会長)	太田 正	作新学院大学 名誉教授
	熊谷 和哉	独立行政法人水資源機構 理事
(会長)	小泉 明	東京都立大学都市環境学部 特任教授
	士野 顕一郎	株式会社浜銀総合研究所 執行役員
	関澤 充	公募委員
	高橋 晶子	EY 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー
	新實 正美	公募委員
	南 真美	公募委員

なお、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

#### 4 審議会への諮問

第1回審議会において、神奈川県営水道事業における施設整備及び水道料金のあり方について諮問した。

#### 5 開催状況

##### (1) 第1回

##### ア 日時

令和4年3月24日（木） 14時30分～16時30分

##### イ 審議事項

- (ア) 今後の審議の進め方について
- (イ) 水道料金部会の設置について



## ウ 委員からの主な意見

- ・ 水道料金を議論するにあたっては、施設整備の額は非常に重要であるため、総額だけではなく、対象施設の被災リスクや影響度などがわかるように提示していただき、財源についても議論したい。
- ・ 次回以降、施設整備のあり方から議論を進めていく。
- ・ コストをきちんと見せながら、水道事業について使用者の理解を求めることは非常に重要である。
- ・ 料金のあり方については、部会を設置して専門的な見地から整理を進めたほうがよい。

## (2) 第2回

### ア 日時

令和4年6月8日（水） 13時～15時20分

### イ 審議事項

施設整備のあり方について

### ウ 委員からの主な意見

- ・ 施設整備の結果、水道使用者にとってどのようなメリットがあるのか、十分に整備されない場合はどのような影響があるのかなど、リアルに示してはどうか。
- ・ 施設整備の方向性（案）として「安全」「持続」「強靱」「環境」が示されたが、経済性も併せて考えるべき。
- ・ 水道使用者にとっては、安価で安定した水道水であることも重要。
- ・ 環境対策の中で、SDGsをもう少し意識してもよいのではないかな。
- ・ 実施した施設整備がどの程度の効果をもたらすのか、それに対する費用がどの程度必要なのか、いくつかのパターンに基づき次回以降の議論を進めていく。

## 6 今後のスケジュール

令和4年8月 第3回審議会

11月 第4回審議会

令和5年2月 第5回審議会

3月 中間まとめ

#### IV 令和3年度公営企業会計決算見込額の概況について

(単位:百万円)

会 計 名	勘 定 区 分	収 入	支 出	当年度純利益又は純損失
				資本的収支財源不足額
水道事業会計	損益	59,687	53,542	4,354
	資本	16,299	33,563	△ 17,264
電気事業会計	損益	8,052	7,235	717
	資本	21	1,715	△ 1,693
公営企業資金等 運用事業会計	損益	952	614	330
	資本	3,335	7,470	△ 4,134
相模川総合開発 共同事業会計	損益	1,764	1,764	-
	資本	181	181	-
酒匂川総合開発 事業会計	損益	1,324	1,324	-
	資本	673	673	-
合 計	損益	71,780	64,481	5,402
	資本	20,510	43,602	△ 23,092

(注1) 百万円未満切捨てのため、各会計の額の計は合計と符合しない。

(注2) 資本的収支財源不足額の補填財源には、過年度分損益勘定留保資金等を充てる。

(注3) 収益と費用は税込のため、その差引と当年度純利益又は純損失は符号しない。

【参 考】 損益勘定決算額比較表

(単位:百万円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減 額	前年度対比
水道事業 会計	水道事業収益	59,687	58,035	1,652	102.8
	営業収益	55,518	53,759	1,759	103.3
	営業外収益	3,910	4,019	△ 108	97.3
	特別利益	258	256	1	100.7
	水道事業費用	53,542	53,056	486	100.9
	営業費用	51,302	50,514	787	101.6
	営業外費用	2,156	2,504	△ 348	86.1
	特別損失	82	36	46	228.1
当年度純利益	4,354	3,422	931	127.2	
電気事業 会計	電気事業収益	8,052	8,159	△ 107	98.7
	営業収益	7,899	8,049	△ 149	98.1
	財務収益	18	19	0	97.0
	事業外収益	98	90	8	109.1
	特別利益	35	0	35	133,311.4
	電気事業費用	7,235	7,317	△ 82	98.9
	営業費用	6,749	6,882	△ 133	98.1
	財務費用	59	79	△ 20	74.5
事業外費用	427	356	71	120.0	
当年度純利益	717	697	20	102.9	
運公用 事業 資金 計等	事業収益	952	987	△ 35	96.4
	営業収益	474	471	2	100.5
	営業外収益	477	515	△ 37	92.7
	特別利益	-	0	0	皆減
	事業費用	614	655	△ 40	93.8
	営業費用	449	439	9	102.2
	営業外費用	164	215	△ 50	76.4
当年度純利益	330	311	19	106.1	

(注1) 収益と費用は税込のため、その差引と当年度純利益は符合しない。

(注2) 百万円未満切捨てのため、増減額は符合しない箇所がある。

## V 水道管塗料の認証に係る不適切行為による水道工事への影響について

### 1 不適切行為の概要

- ・ 神東塗料株式会社は、水道管に使用する塗料の品質認証を受けるに当たり、認証機関である公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）の規定と異なる条件で得られた試験結果で認証を取得したほか、規定外の原料を使用するといった不適切な行為を行っていた。
- ・ 当該塗料は主に水道管の外面に塗装されている塗料で、主要な管材メーカーが使用している。
- ・ 日水協は、当該塗料を使用した製品の認証を停止するとともに、管材メーカーに出荷自粛を要請し、多くの水道事業者が、水道工事の一時中止を余儀なくされた。
- ・ 不適切行為に係る製品について、日水協が検査等を行い、品質の安全性が確認された製品から、管材メーカーの出荷自粛要請を順次解除した。
- ・ 日水協は、過去に当該塗料を用いて製造された既設の水道管を含めて、3月31日をもって技術的基準の適合が確認でき、衛生性に問題がないことを公表した。

### 2 企業庁発注水道工事への影響

- ・ 不適切行為の情報を受け、1月13日に影響のある水道工事を一時中止し、1月19日から出荷自粛の順次解除に伴って受注者と協議を行い、2月21日には全ての工事が再開した。

一時中止した工事	123件
一時中止によって生じた増加費用の請求があった工事	34件

※ なお、年度内に完成できなかった工事のうち、出来高払いを行った工事はありませんでした。

- ・ 増加費用は総額約1千万円となり、工事請負契約書等に基づき支払うことで対応している。

### 3 今後の対応

- ・ 当該不適切行為に起因して、企業庁が支払う受注者の増加費用については、神東塗料株式会社に賠償請求を行っていく。

## VI 土地の上空占有に係る訴訟の終了について

### 1 報告の趣旨

昭和40年、城山発電所建設にあたり、電線を敷設していたが、その後に当該電線下の土地を取得した者（以下「原告」という。）が、使用料の支払いを求めてきたため、支払いに向けた調整を行ってきたものの、調整がまとまらず、訴訟が提起された案件（令和3年第3回県議会定例会 建設・企業常任委員会において報告済）について、和解に基づく一連の手続きが終了したので報告する。

### 2 経緯

- 昭和40年  
城山発電所の放水路ポンプに電力を供給する高圧電線を敷設
- 平成21年7月6日  
原告が公売により当該土地を取得
- 平成30年9月12日～  
原告から不法占有している旨の申立てがあり、当該土地の上空使用に係る契約が未締結であることが判明し、契約締結に向け原告と協議
- 令和3年6月14日  
原告が東京地方裁判所へ訴状を提出  
内容  
・当該土地の上空を使用していた期間に係る使用料5,355,242円及び経過利息の支払い  
・電線の撤去  
・植栽の原状回復
- 令和3年9月14日  
第2回口頭弁論において裁判官より和解勧告を受け、和解に向けた協議を開始
- 令和4年3月30日  
第5回口頭弁論において和解が成立し、訴訟が終了
- 令和4年5月11日  
当該土地の所有権移転登記完了を確認し、一連の手続き終了

### 3 訴訟終了（和解）の内容

- 当該土地を、5,576,800円で原告より企業庁が購入する。
- 原告に対して、和解金として127,249円を企業庁が支払う。
- 原告は、その余の請求を放棄する。

# 位置図

